

2026年4月27日

各位

会社名 株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松木大輔
(コード番号：7074 東証グロース)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 石村元希
(Tel. 03-6863-0140)

連結子会社の一部事業譲渡に関するお知らせ

当社は、2026年4月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社トゥエンティーフォーセブン（以下、「247社」といいます。）が直営店として運営する「24/7SPORTS CLUB 広島店（以下、「広島店」といいます。）」の事業を株式会社広島ドラゴンフライズ（以下、「HDF社」といいます。）に譲渡し、譲渡後においては広島店を247社のFC店として運営することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 事業譲渡の理由

本プレスリリースと同時に公表いたしました2026年4月27日付「連結子会社の一部事業譲渡に関する方針決定のお知らせ（以下、「方針決定プレスリリース」といいます。）」の「1. 当該方針決定の理由」に記載のとおり、当該方針の一環として広島店をHDF社に事業譲渡するものであります。

HDF社はB.LEAGUE（Bリーグ）のB1ディビジョンに所属するプロバスケットボールチーム「広島ドラゴンフライズ」を運営する会社であり、HDF社が広島店をFC運営することにより、ドラゴンフライズ所属選手らによる広告宣伝活動等を通じて、広島店の収益向上が期待されます。

加えて、HDF社はバスケットボール女子日本リーグ（Wリーグ）のフューチャーディビジョンに所属する姫路イーグレッツ（2026年6月以降、フランチャイズを「兵庫県姫路市」から「広島県」に移転する予定。）を運営するイーグレッツ株式会社の親会社であります。多くのイーグレッツ所属選手がデュアルキャリアスタイル（仕事とバスケットボールの両立）を取っているところ、今後においては「身体づくり・ケアのプロ」ともいえるイーグレッツ所属選手が広島店のパーソナルトレーナー、インストラクターとしても従事することにより、顧客に対して質の高いトレーニングの提供が期待され、もって広島店の収益向上が期待されます。

上記理由により、当社グループとしては広島店をこのまま直営として継続するのではなく、HDF社に事業譲渡のうえ、FC運営に切り替えることで早期業績回復の蓋然性が高まると同時に、247社のロイヤリティ収入の増加も期待され、もって中長期的な企業価値向上に資すると判断したことから広島店をHDF社に事業譲渡する決定に至りました。

2. 当該連結子会社の概要

(1) 名称	株式会社トゥエンティーフォーセブン
(2) 所在地	東京都品川区東品川二丁目3番12号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松木大輔
(4) 事業内容	「24/7Workout」「24/7Pilates」「24/7SPORTS CLUB」等の屋号でのトレーニング事業及びFC店舗の管理等
(5) 資本金	1,000万円
(6) 設立年月日	2025年1月17日

(7) 大株主及び持株比率	株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングス 100%
(8) 上場会社と当該会社の関係	
資本関係	当社は当該会社の議決権を 100%保有しております。
人的関係	当社役員が当該会社の取締役及び監査役を兼任しております。
取引関係	当社は当該会社に対して経営指導等を行っております。
関連当事者への該当状況	当社は当該会社を連結子会社としており、関連当事者に該当いたします。

3. 事業譲渡の概要

(1) 譲渡事業の内容

「24/7SPORTS CLUB 広島店」の運営事業

(2) 譲渡事業の直前事業年度における売上高及び営業利益

売上高： 15 百万円 (2025 年 11 月期)

営業利益：△ 9 百万円 (2025 年 11 月期)

(3) 譲渡事業の資産・負債の項目及び金額

有形固定資産（建物及び附属設備等）： 14 百万円 (2026 年 4 月末日時点)

流動負債（顧客からの前受金）： 1 百万円 (2026 年 4 月 14 日時点)

(4) 譲渡価額及び決済方法

譲渡価額： 13 百万円

※譲渡対象資産（固定資産）の時価（2026 年 4 月末日時点の簿価）から負債（顧客からの前受金）を控除した額であり、譲渡益・譲渡損は発生いたしません。

決済方法：現金対価

(5) 譲渡手続き

簡易手続きによる事業譲渡

4. 譲渡先の概要

(1) 名称	株式会社広島ドラゴンフライズ
(2) 所在地	広島県広島市西区草津新町二丁目 26 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 稲吉 正樹 代表取締役 浦 伸嘉
(4) 事業内容	バスケットボールその他各種スポーツチーム及びスポーツクラブの運営等
(5) 資本金	90 百万円
(6) 設立年月日	2013 年 10 月 2 日
(7) 純資産	162 百万円 (2025 年 6 月末日時点)
(8) 総資産	1,168 百万円 (2025 年 6 月末日時点)
(9) 大株主及び持株比率	NOVA ホールディングス株式会社 99.9%
(10) 上場会社と当該会社の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	代表取締役である稲吉正樹氏は当社の代表取締役会長を兼任しております。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	当社と当該会社の親会社はNOVA ホールディング株式会社

況	社（以下「NOVA社」といい、NOVA社の子会社を含めて「NOVA社グループ」といいます。）であり、関連当事者に該当いたします。
---	--

5. 支配株主との取引等に関する事項

HDF社は当社の親会社であるNOVA社の子会社であることから、当該取引は、支配株主との取引等に該当いたします。

(1) 「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況

当社は、2026年2月27日に更新・開示したコーポレート・ガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を下記のとおり定めており、当該取引は、当該方針に則って決定されております。

記

「当社グループと支配株主との取引につきましては、取引金額の多寡にかかわらず、全ての取引について取引が当社グループの経営上合理的なものであるか、取引条件が他の外部取引と比較して適正であるかに留意し、当社取締役会にて審議のうえ意思決定を行うこととしております。また、特に重要な取引については、取引の合理性及び契約内容の公正性等について支配株主との間に利害関係を有しない者による意見を入手し慎重に審議する方針です。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

HDF社への広島店の事業譲渡は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて行われております。

なお、譲渡価額が恣意的とならないよう、当社及びNOVA社グループから独立した第三者評価機関である公認会計士事務所により、広島店の事業価値算定書（以下、「本算定書」といいます。）を入手いたしました。本算定書によると、コストアプローチ（修正簿価純資産法）を用いた譲渡対象資産・負債の評価として13百万円、インカム・アプローチ（DCF法）を用いた営業権（のれん）の評価として△2百万円～1百万円との評価であり、あわせて下値11百万円から上値14百万円との評価でありました。広島店は過去数年において営業損失を計上している中、247社単独の運営では安定した黒字化までに一定期間を必要とすることが見込まれる一方、譲渡後においては「1. 事業譲渡の理由」に記載したとおり、FC運営に切り替えることで早期業績回復の蓋然性が高まることが期待されることに加え、HDF社としても本業へのシナジーやイーグレッツ所属選手の雇用創出等、早期効果が期待されることも考慮されたことから、最終的には営業権（のれん）評価をゼロとし、上値に近い13百万円で合意に至っております。

また、利益相反を回避するため、当社及びHDF社の親会社であるNOVA社の取締役を兼務する当社代表取締役会長稲吉正樹及び当社代表取締役社長松木大輔並びに当社取締役副社長笹井由佳の3名は、HDF社への広島店の事業譲渡に係る取締役会の決議に参加せず、かつ、決議に参加した取締役全員の承認を得ております。

加えて、HDF社への広島店の事業譲渡は支配株主との取引等に該当するため、取締役会から当社の独立社外役員である社外取締役橋本玄、社外取締役中野信治、社外監査役山田暁彦、社外監査役吉原慎一、及び社外監査役鶴森美和に対して諮問し、独立社外役員5名にて審議・検討の上、取締役会へ下記（3）の意見を答申しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

2026年4月27日に、支配株主との間に利害関係を有しない独立社外役員（社外取締役橋本玄、社外取締役中野信治、社外監査役山田暁彦、社外監査役吉原慎一、及び社外監査役鶴森美和の5名）より、当該取引は、以下の理由により、少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

①方針決定プレスリリースの内容及び、HDF社へ広島店を事業譲渡し、247社のFCと

して運営することは、「1. 事業譲渡の理由」に記載のとおり、直営で継続するよりも早期業績回復の蓋然性が高まると同時に、247社のロイヤリティ収入の増加も期待され、もって中長期的な企業価値向上に資すると判断したことは合理的であると考えられること。

- ②譲渡価額が恣意的とならないよう、当社及びNOVA社グループから独立した第三者評価機関である公認会計士事務所により、コストアプローチ（修正簿価純資産法）及びインカム・アプローチ（DCF法）の手法により行われた本算定書の評価を検証したところ、その内容は相当であること、かつ、本算定書で示された評価額の範囲において、より上値に近い価額となるよう当事者間で公正に協議したうえ、最終的な譲渡価額13百万円で合意に至っており、少数株主利益が保護されていると考えられること。
- ③譲渡後における247社とHDF社のFC加盟契約の取引条件は、NOVA社グループ外の第三者である既存のFC加盟者と同条件であり、少数株主利益が保護されていると考えられること。
- ④HDF社への広島店の事業譲渡手続きとして、本算定書に基づき、譲渡先となるHDF社との協議の進捗状況については、適宜、独立社外役員に共有されており、手続きの妥当性・透明性が保たれていると考えられること。
- ⑤NOVA社の役員を兼務する取締役は、HDF社への広島店の事業譲渡に関する審議及び決議に参加していないこと。
- ⑥HDF社への広島店の事業譲渡は、社内で定められた規則及び手続きに基づきなされていること。

6. 今後の日程

取締役会決議日	2026年4月27日
事業譲渡契約締結日	2026年4月27日
事業譲渡日	2026年5月1日（予定）

7. 今後の見通し

2026年11月期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上